移住支援金

山形県では、東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、

東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金(最大100万円)」を支給しています。

支給額 世帯移住の場合:100万円

単身移住の場合: 60万円

対象者
以下の全てに該当する方が対象となります。

1.移住元に関する要件

東京23区の在住者又は通勤者(以下の全てを満たす場合に対象)

● 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤※していたこと。

※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を 除く)に在住し、東京23区内に通勤していたこと。(通勤期間については、住民票を移す 3か月前までを当該1年の起算点とすることができる)
- ※ H31.4.1~R1.12.19に転入した方は別途要件がありますので、お問い合わせください。
- 2.移住先に関する要件
 - 平成31年4月1日以後の転入であること。
 - 支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。
 - 申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。等
- 3.就業・起業に関する要件

<u>当サイト</u>に移住支援金の対象として掲載する求人に就業した方

又は起業支援金の交付決定を受けた方

また、以下の全てを満たす求人条件である必要があります。

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、 申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- 上記求人への応募日が、当サイトに上記求人が移住支援金の対象として 掲載された日以降であること。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

手続き 1.対象求人に応募

2.内定

3. 就業

4.就業先に3ヶ月以上在職し、かつ居住地の市町村への転入後3ヵ月以上1年以内に 移住先の市町村に申請

5.移住支援金支給

申請先 新庄市総合政策課広報・地域づくり推進室 0233-22-2111(内線217)